

西ドイツの産業医療

Hanne Schreiner-Huber (西ドイツ)

本稿には、西ドイツにおける産業医療について、批判的な評価が示されている。

産業医療の諸問題は、近年異常に広範な大衆の関心をひくようになってきたが、現実の状況は、産業医療が依然として未開発な分野におかれているということを示している。ドイツの大学には、産業医療の講座が12以下という状態である。また、企業に雇用された医師（事実上診療を目的とする医師）の数は、約1,500人と推測され、そのうち僅かに500人が全日制で雇用されているが、このような状況に対して、労働人口は2,600万人もいるのである。しかし、基本的なディレンマは、この分野ではほとんど知識を活用できないという事実があり、そのような事実が医学訓練を

形成する一部に産業医療を含めないという事情が存在するということである。産業医療の講義は強制されているにもかかわらず、しかし、その主題は試験の対象に含まれていない。ドイツの大学の機構に熟知している人びとは、そのように制度化された調整の結果について知っている。医師は産業医療にかんする最低の知識さえも身につけないで職業につくが、それは学生達が現実的な試験の対象となる部門の修得に専念し、試験の対象とならない部門を排除するからである。

さらに、かくて加えて、企業の医師は一般に5,000人以上を雇用する企業で働くいており、すでに人数の少ないこれらの医師は、通常の用語のもつ意味では、産業医療に属して

いない役割を担当し、かれらの診療活動に負担がかかっている。通常企業の医師は、雇用時の医学的な検査、法的に規定された検査、および災害時の救急活動に、その役割を制限されている。しかし、産業医療の重要な仕事は、労働者の健康に与える被害を避けるために予防的手段を講じ、もし被害が発生した場合には、それに処置を施し、そして、なんらかのリハビリテーションの処置を受けた人びとの肉体的および社会的再調整を、労働環境に対して順応するように促進することである。やや統一化しすぎた用語で表現すれば、産業医療の医師に关心をもたない企業には、ほとんど何も用意されていない。産業医療の目的について行なわれる広範な解釈の実際的な適用は、産業医療サービスにおける基本的な制度上のまた職員の改善を、中小企業の今まで恵まれていない従業員に対するこれらのサービスの拡大をも、要求している。

Industrial Medicin in Germany, "Arbeitsmedizin in Deutschland", *Zeitschrift für Sozialreform*, No. 10, 1968, pp. 589~594; No. 69, '69.